

伊勢原市入札制度検討委員会の設置及び運営に関する要綱
(設置)

第1条 公共事業の入札制度に関し、事業の適正かつ効率的な執行を確保するため、伊勢原市入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、入札制度に関する現状分析及び改善策について検討を行う。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- (1) 委員長に総務部長を、副委員長に企画部長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。

(幹事)

第5条 委員会に幹事を置く。

- (1) 幹事は別表第2に掲げる職にある者を充て、代表幹事は委員長が幹事の中から指名する。
- (2) 幹事は、委員長の命を受け、第2条の所掌事務について検討を行う。

(報告)

第6条 委員会で検討した事項は、市長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を契約主管課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月8日から施行する。

附 則(昭和58年4月28日訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成5年4月1日告示第38号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月5日訓令第1号)

この訓令は、平成30年1月10日から施行する。

附 則(令和3年3月29日訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
企画部長
経済環境部長
都市部長
土木部長
教育部長

別表第2（第5条関係）

財政課長
契約検査担当課長
農林整備担当課長
建築住宅課長
道路整備課長
下水道整備課長
下水道施設担当課長
教育総務課長